

計議第355号議案

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

公園の変更（京都市決定）

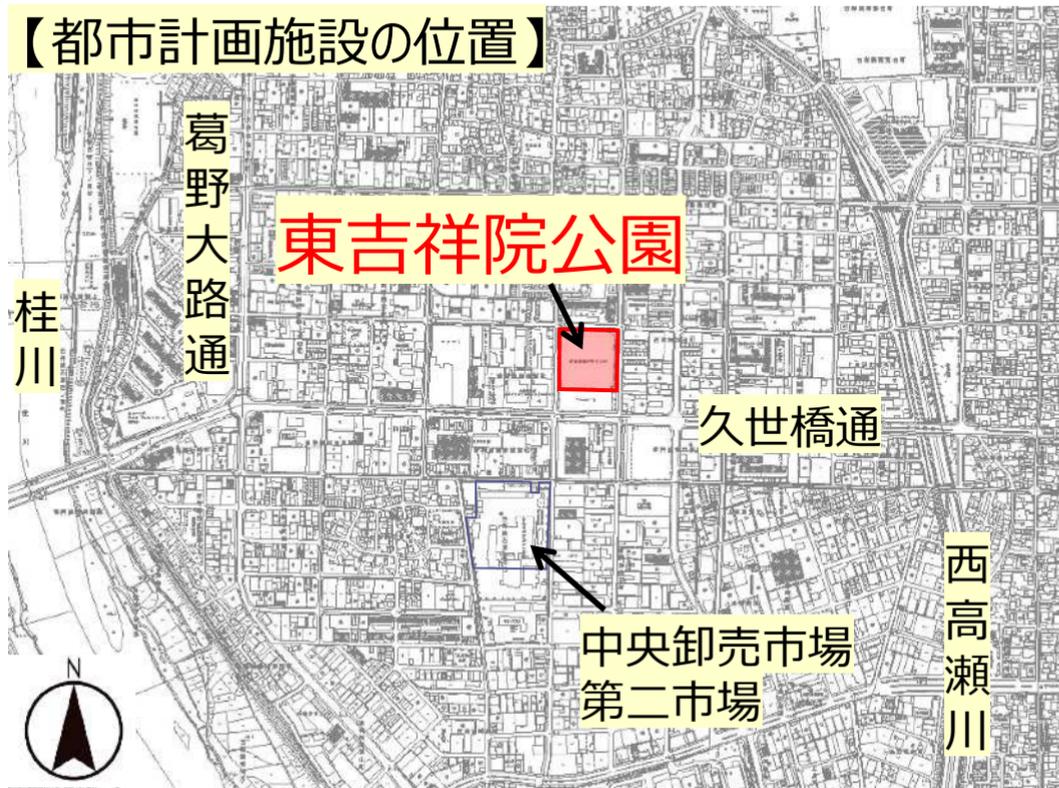
（3・3・57号 東吉祥院公園）

令和6年3月

京都市

1 東吉祥院公園の概要

【都市計画施設の位置】

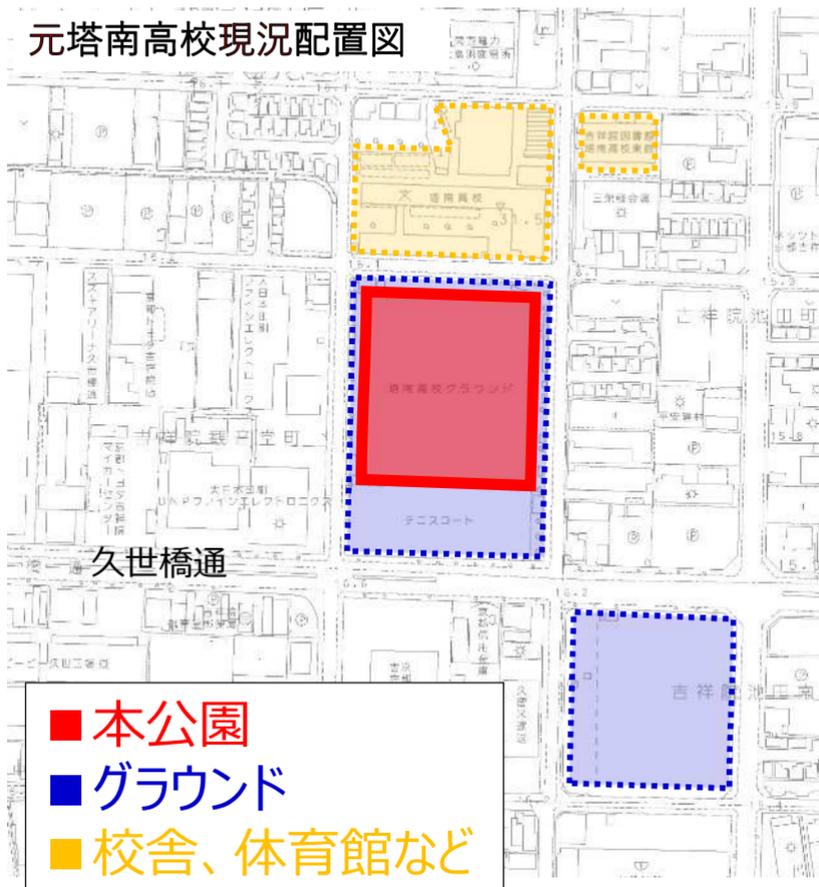


名称	3・3・57号 東吉祥院公園
位置	京都市南区吉祥院 観音堂町42
面積	約1.0ha

昭和20年「防空緑地」として都市計画決定。
戦後のニーズの変化に伴い、昭和35年「野球場のある公園」として整備。

2 東吉祥院公園の活用の経過

元塔南高校現況配置図



本公園が整備された当時は、戦後の第一次ベビーブームの子どもたちが高校に進学する年代に達していたことから、**高校の不足が喫緊の課題**であり、グラウンド用地を確保できない中でも高校整備を進めざるを得なかった状況。



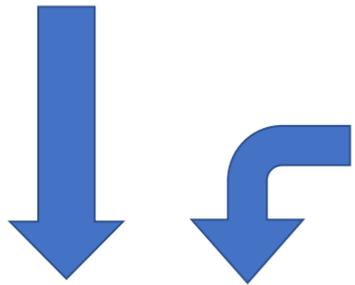
本公園をグラウンドとして使用することとし、昭和38年に塔南高校を開校。

3 都市公園法に基づく東吉祥院公園の廃止

「行財政改革計画」（令和3年8月）

塔南高校が「有効活用を図る市有地」の一つとして位置付け

→ 本公園の取扱いも含め、幅広く跡地活用を検討



「京都市全員制中学校給食検討会議」や
専門業者による調査・検証等の結果

→ 「給食センター方式」を採用、
整備地は市有地の中から選定

○ 「給食センター」整備地とすることが最も適切な活用であると判断

○ 「野球場のある公園」の利用ニーズには、一定対応できている



都市公園法に基づき、塔南高校跡地をはじめ市内4箇所にて代替公園を確保した
うえで、令和5年11月に本公園を廃止

4 都市計画の変更理由

- 本公園は都市公園法に基づき廃止されており、将来にわたり本都市計画の区域内において、公園を整備する方針はない
- 戦時中の空襲に対応するための「防空緑地」として都市計画決定された目的が現状に適合していない



本公園の都市計画を廃止

5 意見書の要旨

○ 提出された意見書数：683通

意見の種別	意見の内容と件数	
都市計画変更 について	・給食センターのための都市計画変更（廃止） に反対します。等	45
その他	・給食センター建設のための公園廃止は反対です。 ・市民が望んでいるのは巨大給食センターではなく 自校調理の給食です。 ・全市の中学生分を1箇所調理するというの は無理があると思います。等	2,116
合 計		2,161